○法務省告示第五百七十号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月十五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関			二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容	名称	所在地	実習内容
［略］			［同上］		
株式会社コバヤシ	群馬県高崎市倉賀野町四千六百七十二番地一	自動車整備	［項を加える。］		
株式会社共榮組	千葉県松戸市三ケ月千三百四十六番地の一	鉄筋施工	［項を加える。］		
有限会社明昇工業	千葉県松戸市紙敷千四百七十一番地の五	防水施工	［項を加える。］		
株式会社萩中建設工業	富山県富山市上袋四百五十七番地三	建築大工	［項を加える。］		
株式会社松栄	静岡県磐田市豊浜中野千二百十四番地三	防水施工	［項を加える。］		
株式会社辻工務店	京都府京都市伏見区深草東伊達町十一番地五	建築大工	［項を加える。］		
株式会社久保総合設備	奈良県奈良市針ヶ別所町六百五十九番地	配管	［項を加える。］		
有限会社田原建設工業	広島県広島市東区矢賀新町二丁目七番十号	内装仕上げ施工	［項を加える。］		
雄光建設株式会社	山口県宇部市大字中山三十三番地一	型枠施工	［項を加える。］		
松和建設株式会社	山口県下松市大字末武中千三百七十五番地一	型枠施工	［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第五百七十一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月十五日

法務大臣　上川　陽子